



宮崎県人権啓発センターだより
「人権」とは、人間らしく幸せに生きるための権利。だれにとっても身近で大切なものです。思いやりの心をもって、みんなで「じんけんの風」を吹かせましょう。

じんけんの風

JINKEN NO KAZE

人権週間

12月4日～10日

「だれもが生き生き
くらせる街へ」

[特集]

人権擁護委員は
あなたの街の相談パートナー



- “こころ”のふれあうフェスタ2017……………3
- じんけんinterview
ユニバーサルデザイン講師 / エッセイスト
鈴木 ひとみさん……………4
- 障がい者を虐待から守りましょう！……………5
- 世界エイズデー
「ハンセン病語り部派遣事業」のご案内……………6
- 北朝鮮人権侵害問題啓発週間……………7
- 児童虐待防止推進月間……………8
- えせ同和行為を排除しましょう……………9
- おすすめDVD紹介/わたしたちの人権講座…10

12月4日～10日は人権週間です!

知っていますか?

あなたの街の相談パートナー

人権擁護委員

世界人権宣言が採択された12月10日は「人権デー」。この日を最終日とする一週間、12月4日～10日は「人権週間」と定められています。私たちの周りには、人権に関するさまざまな課題がありますが、今回は、一番身近なパートナーとなってくれる「人権擁護委員」についてご紹介します。

人権擁護委員ってどんな人?

人権擁護委員は、法務大臣から委嘱された民間の人たちで、現在、全国の各市町村で約1万4000名の人権擁護委員が活動しています。ここ宮崎県では、宮崎・都城・延岡・日南の4つの協議会に分かれて約200名が活躍しています。

人権擁護委員は、法務局と連携して、地域の皆さんから面談や電話、インターネットでの相談を受け、問題解決のお手伝いをしたり、人権侵害の被害者を救済しています。また、地域の皆さんに関心を持ってもらえるような啓発活動を行っています。



人権擁護委員のき章

き章(バッジ)のデザインは、外枠が「かたばみ」の葉で、中が菊型の「人」の字です。このデザインには、地を這って広がる「かたばみ」のように、人権尊重思想が広がるようにとの願いが込められています。



わたしたち人権擁護委員です!



全国人権擁護委員連合会 副会長
宮崎県人権擁護委員連合会 会長
宮崎人権擁護委員協議会 会長

黒田カチ子

宮崎県人権擁護委員連合会は、4つの協議会で組織されていますが、各地域において啓発活動、相談業務、人権侵害事件の調査救済に、法務局とともに積極的に取り組んでいます。「人権」と聞くと堅苦しく感じるかもしれませんが、誰もが考えなくてはならない大切なことです。私たち人権擁護委員は、地域の皆様に人権について関心を持っていただけるよう、様々な取組を行っています。私たちは「あなたの街の相談パートナー」です。ひとりで悩まず相談してくださいね。



延岡人権擁護委員協議会

会長 金丸 秀裕

私たちの主な活動は、人権相談と人権啓発です。私は、いじめや虐待・自殺の現状から、啓発活動が重要だと思っています。小・中学校で人権教室を行い「人への思いやり」や「命の大切さ」について語りかけたいです。



都城人権擁護委員協議会

会長 塩月 靖子

「思いやり 心に満たんつめておこう」人権意識を高める啓発活動である人権教室で、人権かるたをよく活用しています。かるたを通して、人権は毎日のくらしの中に数えきれないほどあることに気づき、楽しく人権を学んでもらえます。



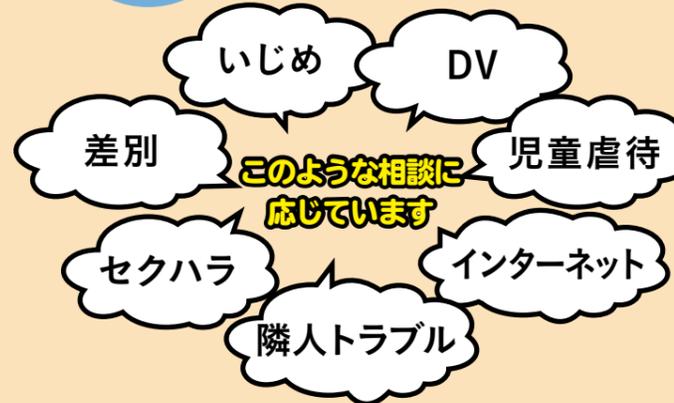
日南人権擁護委員協議会

会長 佐藤 幸一

地域における人権擁護委員の仕事は、相談や啓発を通して「小さな思いやりの種」を少しずつ蒔き続けることかなと思っています。小さな種がやがてうつくしく、やさしい花に育つことを願って、協議会の皆さんと手をたずさえながら日々の活動に取り組んでいます。

相談

地域の皆さんからの人権に関する相談に応じています。事案に応じて救済手続を開始します。



救済

「人権を侵害された」という被害者からの申告を受け、法務局職員と協力して、調査・処理に当たります。人権相談から救済手続を開始する場合があります。



人権イメージキャラクター
人KENまもる君

人権擁護委員はこんな活動をしています



人権イメージキャラクター
人KENあゆみちゃん

いろいろな相談方法があります

子どもの人権SOSミニレター

電話では相談しにくい、勇気があるなどといった、子どもたちの気持ちに配慮した手紙による人権相談です。全国の小・中学生に配布しています。人権擁護委員は、届いた手紙から子どもたちの想いを読み取って返事を書くなど、子どもたちの心に寄り添い、事案に応じて、子どもたちの声を救済に結び付ける取組を行っています。



宮崎地方法務局による電話相談

● みんなの人権110番(全国共通)

0570-003-110

● 子どもの人権110番(フリーダイヤル)

0120-007-110

● 女性の人権ホットライン

0570-070-810

● インターネットによる人権相談

インターネット人権相談

啓発

人権の大切さを多くの方々に知っていただき、また、考えていただくために、様々な活動を行っています。

人権教室

紙芝居やDVDなどを用いて、「思いやり」の大切さを伝えていきます。



人権の花運動

子どもたちが協力して花を育てることを通じて、「命の大切さ」や「相手への思いやり」の心を育むことを目的に活動しています。



人権フェスティバル

一日人権擁護委員(県内アナウンサー)の委嘱式やジンケンジャーショーなどを行います。バルーンアートなどの体験コーナーもあります。楽しみながら人権について考えてみませんか。

街頭啓発も
やっています



日時 平成29年12月3日(日) 13:20~16:00(予定)
会場 イオンモール宮崎1階レストランコート
問合せ 宮崎地方法務局人権擁護課 ☎0985-22-5124

12月3日から9日までは「障害者週間」です

“こころ”のふれあうフェスタ2017

日時 平成29年12月3日(日) 10:00~15:30

会場 UMKスポーツスタジオ(宮崎市)

手話通訳
要約筆記あり

**入場
無料**

2016年リオデジャネイロパラリンピックの閉会式でダンスを披露し、注目を集めた大前光市さんによる「ダンスパフォーマンス&トークショー」や、舞台発表、福祉施設による物品の販売などが行われます。

大前光市さんによる ダンスパフォーマンス&トークショー 13:00~14:30

長短様々な義足を使い工夫することで、世界にふたつとないダンススタイルを築き、2016年リオデジャネイロパラリンピックの閉会式でダンスを披露して注目を集めた大前光市さんによるパフォーマンスをお楽しみください!



お問い合わせ
宮崎県障害者社会参加推進センター
☎0985-26-2950 📠0985-55-0258

ぜんざいのふるまいが
あります!
①9:30~②12:00~
(各回先着100名)



障がいのある人もない人も共に暮らしやすい 宮崎県を目指しましょう!

「障害者差別解消法」と「障がいのある人もない人も共に暮らしやすい宮崎県づくり条例」では、行政機関や民間事業者による障がいを理由とする不当な差別的取扱いを禁止し、合理的な配慮の提供を求めています。

	不当な差別的取扱い	合理的な配慮の提供
行政機関	禁止	行わなければいけません
民間事業	禁止	行うよう努力しなければいけません

※個人的な関係や、個人の思想、言論は対象にはなりません

合理的な配慮の具体例
○障がいのある人が困っていると思われるときは、まずは声をかけ、手伝いの必要性を確かめてから対応する。
○エレベーターがない施設や階段がある施設で、移動をサポートする。
○お店のメニューをわかりやすく説明したり、写真を活用したりする。

『障がい者の差別に関する相談窓口』のご案内

設置場所 / 宮崎県障害者社会参加推進センター内
(宮崎市原町2番22号宮崎県福祉総合センター4階)

開設時間 / 9:00~17:00

※土・日、祝日、年末年始を除く

TEL 0985-23-3388

FAX 0985-55-0258

メール s-soudan@aroma.ocn.ne.jp

来所 あらかじめご連絡ください

この人にきく!



人との違いを認められる 成熟した世の中に 「人間には上も下もない」

ユニバーサルデザイン講師/エッセイスト
鈴木ひとみさん

元ミス・インターナショナル準日本代表でありファッションモデルとしても活躍していた時に交通事故にあい、車椅子生活を強いられた鈴木さん。現在は、人権啓発の講演やユニバーサルデザインの商品開発、エッセイの執筆など多岐にわたって活躍されています。

絶望から前向きに生きられるように

20歳でミス・インターナショナル準日本代表に選ばれ、その後ファッションモデルとして活動していた鈴木さん。これからの活躍が期待されていた22歳の時、仕事帰りの車で交通事故にあい車椅子生活を強いられるようになりました。事故当時、ベッドの上で向き合った事実で愕然とし、受け入れられない日々が続いたと言います。「体は動かずまるで人形のように。人間を否定されているかのような気持ち」を味わったそう。そんな中リハビリが始まりましたが、考えるのは「リハビリをやっても足が動かないのであれば、見届けた後に死のう」との思いでした。

そんな鈴木さんに嬉しい出来事がありました。「一人でトイレに行けるようになったことと、婚約者からもらった手紙です。障がい者になってから、彼の負担になっているのでは、と心配していたのですが、それを払拭してくれる内容でした」と鈴木さん。それからリハビリにも前向きに取り組み、暇があれば病院の空き地などでスラロームをやったりスロープを登ってみたりと積極的に体を動かし、なんと0だった握力が1年経つと右7、左3となり日常生活も大抵のことはこなせるように。入院生活を振り返ると「リハビリは楽しく、その後は本人の工夫と努力が大切」ということを実感したそうです。

目指すは2022年のパラリンピック出場

現在は講師やエッセイストとして活躍していますが、遠方の講演会にも交通機関を乗り継いだり、車を運転したりして一人で出かけていきます。また、スポーツにも長けていて陸上(スラローム・60m)で国体に出場し優勝をしたり、アテネパラリンピックでは射撃の日本代表として出場するなど輝かしい競技人生を送っています。「今はカーリングをやっている東京都強化選手に選ばれています。初めてのチームスポーツですが、それぞれ

の役割をこなし、一丸になって目標に向かう楽しさを味わっています。体力と気力は相関関係にあると思っているので、目指している2022年の北京パラリンピックまでクオリティをさらに上げ挑めるようにしていきたい」と語ります。日常生活の中でも車椅子を17キロという重めのものにかえ、日頃から体を鍛えられるような工夫も。スポーツをやり続けるポイントとしては「本当に好きか、応援者がいるか、信念があるか」が必要と語ります。

「100年経ったらみんな骨」

「スポーツもして、働いて自立し、みんなと楽しく食事をしていても、私はずっと劣等感を持っていました。自分は普通の人より劣っている、半人前だという思いがどこかにあったんです。そんな苦しい思いで、もがきながら模索しているうちに、少しずつ自信をつけていきました。その経験から『人間には上も下もない、私もあなたも、一人の価値のある人間だ』と、心から認められるようになり、すごく楽になりました。『100年経ったらみんな骨』という言葉に助けられました。今、悩んでいる人も100年経ったら骨です、笑っても泣いてもそうです。だったら、まだ骨の上に肉がついている、考えることもできる今、自分のために何ができるだろうか、人のために何ができるか、を考えたいです。

障がい者を取り巻く状況はひとみさんが怪我をした頃に比べると良くなっていると実感するそう。「日本がますますバリアのない国になってほしい。それは障がい者だけではなく高齢者や障がいのない人も生きやすいものであること。2020年に向け、追い風ではありますが、それは通過点でさらにその先に日本が成熟した国であることを願っています」。



すずきひとみ
ユニバーサルデザイン講師
エッセイスト
休日の楽しみ/カーリングをするか
リヒャルト・ワーグナーの
鑑賞
好きな言葉/100年経ったらみんな骨

障がい者を虐待から 守りましょう！

宮崎県障がい福祉課

障がい者への虐待は、障がい者に対する重大な権利侵害であり、絶対に許されるものではありません。

障がい者虐待は、

- どの家庭や施設、職場でも起こりうる身近な問題です。
- 虐待している人に、虐待している認識がない場合があります。
- 虐待を受けている人が、虐待だと認識できない、被害を訴えられない場合があります。

虐待を防ぐためには、県民一人ひとりが障がい者虐待に対する認識を深めることが大切です。

障害者虐待防止法とは？

平成24年10月に施行された障害者虐待防止法では、障がい者に対する虐待の禁止、障がい者虐待の予防・早期発見、虐待を受けた障がい者に対する保護や自立の支援、養護者に対する支援等を定めています。

対象となる障がい者とは？

身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がい）、その他心身の機能の障がいがあり、障がいや社会的障壁により継続的に日常生活や社会生活に相当な制限を受ける状態にある人とされています。障がいの程度や手帳の有無は問いません。

障がい者虐待とは？

障害者虐待防止法では、次の3つに分類しています

- ① 養護者（障がい者の生活の世話などを行っている家族、親族、同居人）による虐待
- ② 障害者福祉施設従事者等（障害者福祉施設や障害福祉サービス事業所の職員など）による虐待
- ③ 使用者（障がい者を雇用している事業主、事業の経営担当者など）による虐待

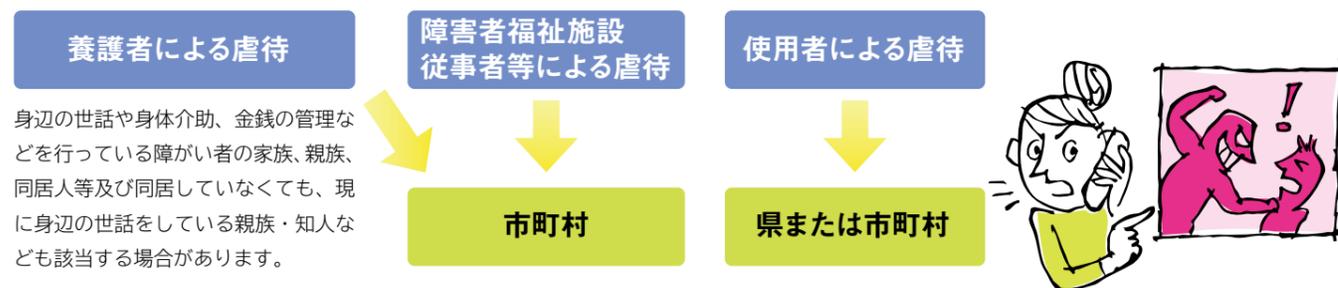
次のような行為が虐待になります

- ① 身体的虐待：暴行、正当な理由のない身体拘束など
- ② 性的虐待：わいせつな行為の強要など
- ③ 心理的虐待：暴言、差別的な言動など
- ④ 放棄・放任（ネグレクト）：食事の世話をしない、長時間の放置など
- ⑤ 経済的虐待：本人の同意なしに財産や年金を使うなど



障がい者虐待の種類及び通報・届出先

虐待を受けたと思われる障がい者を発見した人は、速やかに通報しなければなりません。また、虐待を受けた障がい者本人が届け出ることもできます。障がい者虐待の種類及び通報・届出先は以下のようになります。



障がい者の虐待防止及び権利擁護にご理解、ご協力をお願いします

世界エイズデー

WHO（世界保健機関）は、1988年に世界的レベルでのエイズまん延防止と患者・感染者に対する差別・偏見の解消を図ることを目的として、12月1日を“World AIDS Day”（世界エイズデー）と定め、エイズに関する啓発活動等の実施を提唱しました。

1996年から、WHOに代わって、国連のエイズ対策の総合調整を行うこととなったUNAIDS（国連合同エイズ計画）もこの活動を継承しているところで

我が国においてもUNAIDSが提唱する“World AIDS Day”に賛同し、その趣旨を踏まえ、12月1日を中心にエイズに関する正しい知識等についての啓発活動を推進し、エイズまん延防止及び患者・感染者に対する差別・偏見の解消等を図ります。

県内においても、毎年同時期に「宮崎県エイズ予防キャンペーン」を実施し、エイズに関する正しい知識の普及と予防に対する啓発、エイズ検査の重要性について啓発を行います。



県庁本館レッドライトアップ

【参考】
昨年度の宮崎県
エイズ予防
キャンペーン



街頭CM放映の様子

「ハンセン病語り部派遣事業」のご案内

宮崎県では、ハンセン病問題について、県民の皆様への正しい知識と理解を深めていただくことを目的として、国立療養所星塚敬愛園の御協力をいただきながら、「ハンセン病語り部派遣事業」を実施しております。

この事業は、ハンセン病元患者の方に、学校や各種団体等で、自己の体験を元にした講演をしていただき、参加者が、ハンセン病に対する正しい知識を深め、偏見や差別の無い社会の実現を目指すことを目的とする事業です。

県が窓口となって、講師派遣の手续や日程の調整、講演にかかる費用の補助などを行っていますので、人権教育や講演会の場において、ぜひご利用ください。

- 講師 国立療養所星塚敬愛園（鹿児島県鹿屋市）在園者
- 講演謝金 不要 送迎 不要
- 派遣対象 各種団体、学校等が企画するハンセン病講演会



お問合せ 宮崎県福祉保健部健康増進課 疾病対策担当
☎0985-26-7079 📠0985-26-7336

「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」です

拉致問題など北朝鮮当局による人権侵害問題の一日も早い真相究明と全面解決のためには、一人ひとりがこの問題に対する認識を深めていくことが重要です。県では、拉致問題に対する県民の皆さんの関心と認識をより深めていただくため、関係機関と協力し、「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」を中心として、さまざまな啓発活動等に取り組んでいます。



拉致問題の解決には「県民一人ひとりの声」が大きな力となります

政府が認定している拉致被害者（17名）のうち、原 勲晃さん（長崎県出身）は宮崎県内で拉致されています。また、昭和63年に行方不明となった水居明さんをはじめ北朝鮮に拉致された疑いがある、いわゆる「特定失踪者」の県内関係者も4名おられるなど、本県も拉致の現場となっています。

拉致問題は、決してひとごとではありません。この機会に、拉致問題に対する認識を深めていただくとともに、拉致被害者の早期救出に向けて、県民の皆さんの温かいご支援とご協力をお願いします。

拉致問題に関するパネル展

期間 平成29年12月12日(火)～12月17日(日)
会場 県立図書館1Fロビー（宮崎市船塚3の210の1）
 ＊開催期間中、拉致問題に関するDVDを上映します。

Q.日本人拉致被害者は何人いるのですか？
A.政府が認定している拉致被害者は17名。このうち5名の方は帰国を果たしましたが、12名については北朝鮮に残されたままです。ほかにも行方不明の日本人のうち、拉致の可能性が疑われる方が多くいます。

Q.なぜ日本人を拉致したのですか？
A.はっきりした真相はわかりませんが、朝鮮半島を統一する目的で韓国にスパイを送り込むために日本人を拉致したという説があります。北朝鮮のスパイが日本人になりすましたり、日本の習慣や日本語の指導役として日本人を拉致したというのです。

Q.どうなれば解決したことになるのですか？
A.すべての拉致被害者が帰国すること、北朝鮮が拉致被害の真相を明らかにすること、拉致を実行した者を日本に引き渡すこと。この3つを実現する必要があります。

Q.拉致問題解決のために、私たちに何ができるのでしょうか？
A.もしも自分が、自分の家族が、ある日突然連れ去られたら……。一人ひとりが拉致問題に関心を持ち、拉致は決して許さないという強い決意を表し続けることが、問題解決の大きな力となります。

出典：政府 拉致問題対策本部ホームページより引用・改編 <http://www.rachi.go.jp/>

北朝鮮による日本人拉致問題啓発DVDの紹介



アニメ『めぐみ』
 昭和52年、当時中学1年生だった横田めぐみさんが、学校からの帰宅途中に北朝鮮当局により拉致された事件を題材に、残された家族の苦悩や、懸命な救出活動の様を描いたドキュメンタリー・アニメです。
 企画・制作：政府 拉致問題対策本部



『拉致 私たちは何故、気付かなかったのか!』
 横田めぐみさんの母親・早紀江さんが想い続けてきたこと、心の叫びを、数々の映像資料や撮りおろしインタビューで構成しています。
 制作：『拉致 私たちは何故、気付かなかったのか!』制作委員会（代表幹事：日本コンパクトディスク・ビデオレンタル商業組合）

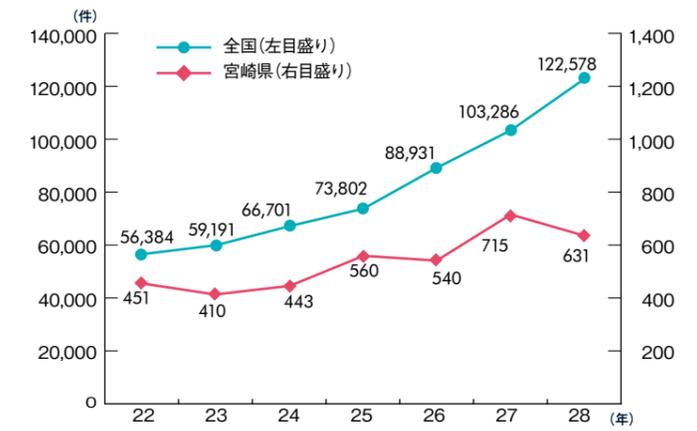
お問い合わせ 宮崎県オールみやざき営業課 ☎0985-44-2623

11月は『児童虐待防止推進月間』です

「いちはやく 知らせる勇気 つなぐ声」

平成29年度 児童虐待防止推進月間標語

全国の児童相談所における児童虐待相談対応件数は年々増加しており、平成28年度には過去最高となる12万件を超えており、県内においても過去2番目に多い631件と高い状況にあります。
 児童虐待は子どもの心や体に深刻な影響を与えるだけでなく、時として尊い命を奪うため、予防や早期発見・早期対応が不可欠です。
 国では、毎年11月を「児童虐待防止推進月間」として定めており、全国各地で児童虐待防止のための広報啓発活動が行われています。



児童虐待とは？

身体的虐待

殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせるなど

性的虐待

性的行為の強要、性器や性交を見せる、ポルノグラフィの被写体にする など

ネグレクト

家に閉じ込める、十分な食事を与えない、衣服など不潔なまま放置する、保護者以外の同居人による虐待を放置する など

心理的虐待

言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的な扱い、子どもの目の前で他の家族に暴力をふるう など

児童虐待を防止するには

児童虐待を見逃さないためには、周囲の子どもに関心を持ち、児童虐待のサインに気づくことが大切です。

①子どもからのサイン
 服装や身体がいつも汚れている
 身体に不自然な傷があるなど

②保護者からのサイン
 大声でよく怒鳴っているなど

虐待の経路別相談件数
 (平成28年度 宮崎県統計)

家族・親族	108件
近隣・知人	134件
警察等	93件
自治体	130件
学校等	88件
その他	78件

近隣・知人の方からの通告が子どもを虐待から守る大きな手助けとなっています。

そのような虐待ではないかと思われるサインに気づいたら、
「最寄りの市町村児童福祉担当窓口」または「児童相談所」にご相談ください。

児童相談所の連絡先

県央地区～中央児童相談所 ☎0985-26-1551
 県南地区～都城児童相談所 ☎0986-22-4294
 県北地区～延岡児童相談所 ☎0982-35-1700

児童相談所全国共通ダイヤル

189 (いちはやく)

24時間、365日、連絡や相談を受け付けています。

えせ同和行為を排除しましょう!

えせ同和行為とは、同和問題を口実にして
不当な利益や義務のないことを求める行為です。

具体的には、「同和問題について理解しているか」とか「同和問題の解決のために協力してほしい」などという、高額な図書等の購入をしつこく迫ったり、寄付金や協力金を強要したりするという事例が確認されています。

宮崎県内では概ね減少傾向にあるものの、依然として発生が続いています。

えせ同和行為は、同和地区の人々や同和問題の解決に真剣に取り組んでいる方々に対するイメージを著しく損ね、ひいては同和問題に対する誤った認識を植え付ける大きな原因となっています。

えせ同和行為を排除するためには、同和問題を正しく理解するとともに、「はっきり、きっぱり断る」姿勢が大切です。

「えせ同和行為に関するアンケート調査」結果

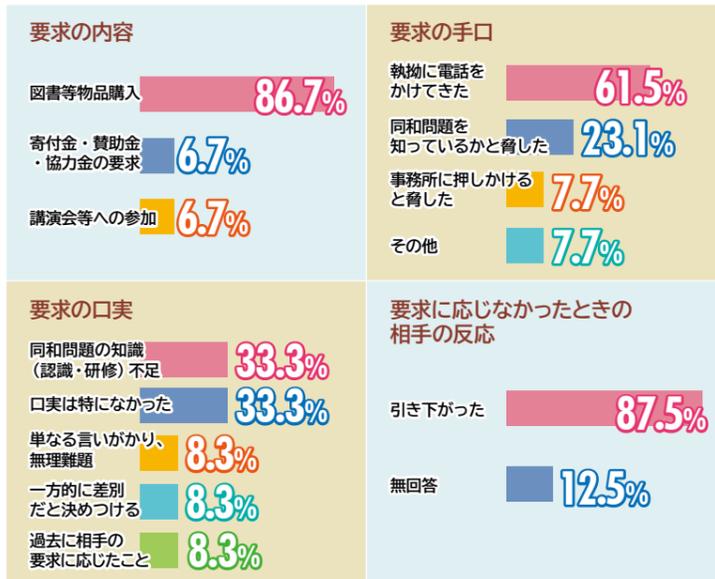
県では、えせ同和行為の実態を把握するため、平成29年1月、県内の3,000事業所を対象にアンケート調査を実施しました。
(調査対象期間：平成28年1月～12月・回答事業所数1,277事業所・回答率 42.6%)

えせ同和行為を受けたことがあると回答した事業所数

- 事業所数 10 事業所 (被害率 0.8%)
- 要求件数 15 件

要求に応じた事業所数 等

- 事業所数 2 事業所 (応諾率 20.0%)
- 応諾件数 2 件



えせ同和行為への対応のポイント

同和問題について正しく理解しましょう!

同和問題に対する正しい理解を深めることは、えせ同和行為へ適切に対応することにつながります。研修会や講演会に参加したり、職場研修等を開催するなど、同和問題への理解を深めることが大切です。

不当な要求は、「はっきり、きっぱり」断りましょう!

「検討する」、「考えてみる」といった相手方に期待を抱かせる発言をすることなく、「いいません」、「応じられません」と「はっきり、きっぱり」と断りましょう。なお、困ったときは、県、市町村、警察、法務局、暴力追放センター、弁護士会等に相談しましょう。

県庁ホームページからえせ同和行為の対応マニュアルをダウンロードすることができます。

また、冊子版も配布しておりますので、必要な方は

人権同和対策課 (TEL.0985-26-7067) までご連絡ください。

宮崎県 ストップえせ同和

検索

おすすめ DVD 紹介

宮崎県人権啓発センターでは、人権に関する図書やDVD等を無料で貸し出しています。

*詳しい貸出方法については、次ページをご覧ください。



アニメ 『よーいドン!』



● 2006年制作 / 18分

「30人31脚」に出場することになった5年1組33人。30人しか出場できないことや50m走ることの難しさ、足の速い子とそうでない子、性格的な違い、足に障がいのある子、不登校の子など一人ひとりの様々な違いがぶつかる中、その違いを排除するのではなく、受容していく「共生」の素晴らしさと人間の尊厳について描いている作品です。学校の授業にいかがでしょうか。

人権全般 『桃香の自由帳』



● 2011年制作 / 36分

同じ地域に暮らしていても、名前さえ知らなかったり、相手のことを誤解して排除したりするなど、私たちは気づかぬうちに「人とのつながり」を自ら断ってしまうことがあります。人と人が寄り添い、共に生きる温かな世界とは何かについて語りかける作品です。ご家庭や地域の学習会にいかがでしょうか。

職場編 『考えよう! ハラスメント ~LGBTを知ろう~』



● 2016年制作 / 20分

LGBTの人たちを取り巻く現状を理解し、職場や教育現場でどのように具体的に取り組んでいけばよいのかを、イラストやデータ、事例などを豊富に盛り込んでわかりやすく解説しています。

同和問題 『私の好きなまち』



● 2006年制作 / 35分

私たちの地域や職場、学校などには、人の数だけ価値観や生き方があります。しかし、時として「異質なもの」や「自分とは異なる考えをもつもの」を特別視したり、排除したりしがちです。同和問題を見つめ直すことで、私たちの日常生活を人権の視点から考えることの大切さと私たち一人ひとりが「人権文化に満ちた差別のない共生社会づくり」の主役であることを描いた作品です。

わたしたちの人権講座

宮崎県人権啓発センターでは、研修・視察に来られた方々を対象に「わたしたちの人権講座」を開いています。人権講座では、ビデオや資料を使いながら、「人権」について楽しく学ぶことができます。多くの皆さまが当センターを訪れ、受講されています。



平成29年8月25日(金)・9月19日(火) 宮崎県立看護大学生の皆さん

「わたしたちの人権講座」の申し込みは、随時受け付けています。場所は当センター内の研修室、定員は1回あたり20名程度です。時間は概ね60分ですが、内容により調整します。研修内容、その他の相談にも応じます。

詳しくは、宮崎県人権啓発センター TEL.0985-32-4469まで、お問い合わせください。

活用してください! 宮崎県人権啓発センター

宮崎県人権啓発センターでは、個人や学校、企業・団体向けにさまざまな活動を行っています。皆様のご利用をお待ちしています。



ジンケンブルー
困難なことに立ち向かう心(勇氣)

研修会を
実施しています!

人権担当者養成講座や県民人権講座、人権ファシリテーター養成講座などを行っています。

講師の派遣や
紹介をしています!

企業や民間団体等の研修会への職員派遣や、外部講師の紹介を行っています。

人権に関する相談を
受けています!

人権啓発専門員が人権問題についての相談に応じます。
専用電話 ☎0985-26-0238

わたしたちの人権講座を
開催しています!

センター研修室での人権講座を開催しています。

ほかにも、人権啓発資料の作成、ホームページでの情報提供、図書・DVD等の貸出(下記)も行っています。

宮崎県人権ホームページに
アクセスできます ▶▶▶



無料

図書・DVD等を貸し出しています

当センターでは、人権に関する図書やDVD等を無料で貸し出しています。個人はもちろん、学校の授業や職場の研修等にご活用ください。貸出利用登録の手続きについては、センターにお尋ねください。

◇貸出冊数及び貸出期間

- 図書 貸出冊数：3冊以内 貸出期間：14日以内
- DVD等 貸出本数：3本以内 貸出期間：14日以内
- 機材 貸出期間：14日以内(機材…DVDプレーヤー、ビデオデッキ、プロジェクター、スクリーン)

◇図書・DVD等について

ライブラリー所蔵の図書・DVD等の種類・内容については、「宮崎県人権ホームページ」に掲載していますので、ご参照ください。また、在庫確認のため、貸出申込みの前に、当センターへお電話くださるようお願いいたします。

じんけんクイズ???

人権デーは世界人権宣言が採択された日ですが、それはいつでしょうか?

- A 1月1日
- B 12月10日
- C 8月10日

ページのどこかにヒントがあるよ!

クイズの答えをお寄せください。正解者の中から抽選で5名の方に、宮崎のガイドブックを進呈いたします。アンケートハガキに答えと必要事項をご記入の上、お送りください。当選者の発表は、発送をもってかえさせていただきます。

応募締切：平成30年2月28日(当日消印有効)

編集後記

10月の県民人権講座(第3回)は、「インターネットによる人権侵害」でした。日常のささいなトラブルをはじめ、いじめや不登校、犯罪などにはスマートフォンやインターネットが関連していることが多いとのことでした。たしかに、SNSや動画配信など文字や音声・映像のみによる人とのつながりには大きな危険性も潜んでおり、現在のインターネット環境に無知な自分に不安と恐怖を感じました。年末・年始にかけて飛び交う情報の中には、悪意のあるものや誤解を生じるものがあるかもしれません。さまざまな情報に惑わされることなく、自分の考えや思いは、「伝える」ではなく、「伝わる」ことが大事だと思います。(西)

読者の VOICE!

- いろいろな考え、生き方に自分なりのエールを送り届けたいと思います。(門川町 60代)
- 親子関係でも人権があるので、勉強していきたいです。(宮崎市 20代)
- 正しい採用選考については、まさしく「ちゃんと人を見てほしい」と思いました。(宮崎市 30代)

宮崎県人権啓発センター

宮崎市橋通東2-10-1 県庁8号館6階
(宮崎県人権同和対策課内)
TEL.0985-32-4469
FAX.0985-32-4454

情報・ご意見などをお待ちしています。
<http://www.m-jinken.jp/>

